

## 山形市サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省、国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、山形市におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第5条第1項に規定する登録を受けようとする者は、当該登録の内容をあらかじめ次の関係課等の担当者と協議するものとする。

- (1) 山形市まちづくり政策部住宅政策課
- (2) 山形市福祉推進部指導監査課
- (3) 山形市まちづくり政策部建築指導課又は指定確認検査機関
- (4) 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課
- (5) 山形市消防本部予防課
- (6) 山形県村山総合支庁建設部建築課

(登録申請の添付書類)

第3条 共同省令第7条第2号に規定する書類は、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡（令和元年11月1日一部改正））2に規定する別紙2①又は別紙2②とする。

2 共同省令第7条第6号に規定する必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号及び第2号に規定する書類については当該内容を共同省令第7条第1号に規定する書類に記載する場合、第5号に規定する書類については登録更新の申請の場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 各住戸に係る専用部分の面積の算出根拠がわかる書類
- (2) 各住戸に係る専用部分の面積が25平方メートルに満たない場合にあっては、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の算出根拠がわかる書類
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（第87条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する確認申請が必要な場合にあっては、同法第6条又は第

6条の2に規定する確認済証の写し

- (4) 登録申請チェックリスト（別記様式第1号）
- (5) 第2条の規定による事前相談の確認ができるチェックリスト（別記様式第2号）
- (6) 専用部分の床面積及び想定居住人数のチェックリスト（別記様式第3号）
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による有料老人ホーム（以下この条において「有料老人ホーム」という。）に該当するか否かの確認ができるチェックリスト（別記様式第4号）
- (8) 有料老人ホームに該当する場合は、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類  
（登録の更新）

第4条 法第5条第2項の規定による登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間が満了する日の90日前から30日までに登録更新申請書に共同省令で定める書類を添えて、提出するものとする。

（定期報告）

第5条 法第9条第1項に規定する登録事業者及び法第24条第1項に規定する管理等受託者は、同項の規定により毎年度7月1日時点の業務の状況について、定期報告書（別記様式第5号）により、当該年度の7月末日までに報告するものとする。

2 前項の場合において、登録事項と同項の定期報告書の内容に相違がある場合は、現状報告書（別記様式第6号）により、併せてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年2月6日から施行する。

（準備行為）

2 この要領の施行に必要な行為その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

登録申請チェックリスト

登録申請者（法人名）

住宅の名称

1 提出書類

(1) 登録申請書（法第6条第1項）	チェック欄	山形市チェック欄
① 別記様式第1号	有・無	
② 別紙	有・無	
③ 別添1（法人の場合のみ）	有・無	
④ 別添2（未成年の個人である場合のみ）	有・無	
⑤ 別添3	有・無	
⑥ 別添4	有・無	
(2) 添付書類（法第6条第2項）		
① 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	有・無	
② サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類（加齢構造対応等のチェックリスト 新築：別紙2①、改修：別紙2②）	有・無	
③ 入居契約に係る約款（例：賃貸借契約書、入居契約書、利用権契約書）	有・無	
④ サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類	有・無	
⑤ 法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類（家賃等の前払金保全措置基準に適合することを証する書類）	有・無	
(3) その他必要と認める書類		
① 各住戸に係る専用部分の面積の算出根拠がわかる書類（(2)①の書類に当該事項を記載する場合は不要）	有・無	
② 各住戸に係る専用部分の面積が25平方メートルに満たない場合にあつては、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の算出根拠がわかる書類（(2)①の書類に当該事項を記載する場合は不要）	有・無	
③ 登録申請チェックリスト（この様式。様式第1号）	有・無	
④ 事前相談チェックリスト（様式第2号）（登録更新の申請の場合は、省略可能）	有・無	
⑤ 専用部分の床面積及び想定居住人数のチェックリスト（様式第3号）	有・無	
⑥ 有料老人ホームに該当するか否かの確認ができるチェックリスト（様式第4号）	有・無	
⑦ 建築基準法第6条第1項（第8条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する確認申請が必要な場合にあつては、同法第6条又は6条の2に規定する確認済証の写し	有・無	
⑧ 有料老人ホームに該当する場合は、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	有・無	

備 考

--

2 申請書類

登録申請書（別記様式第1号）		チェック欄	山形市チェック欄	
	宛先が「山形市長」となっている。			
	申請の日付けが明記されている。			
	申請者の住所、名称、氏名が明記され、押印がなされている。			
<b>登録申請書（別紙）</b>				
1 及び 住 所 在 地 の 名 称	登録の区分が選択されている。			
	住宅の名称、所在地が明記されている。			
	利用交通手段が明記されている。			
	住宅、施設、敷地に関する権原が選択されている。			
2 事 業 を 行 う 者	法人・個人の別が選択されている。			
	事業者の名称、住所が明記されている。			
	法人の役員 → 別添1が添付されているか確認（法人の場合のみ）			
	法定代理人 → 別添2が添付されているか確認（未成年の個人である場合のみ）			
	誓約事項にチェックされている。			
3 事 業 を 行 う 者 の 事 務 所	事務所の名称、所在地が明記されている。			
4 住 宅 並 び に 戸 構 造 及 び 規 模 及 び 機 器	住宅戸数（登録申請対象戸数）が明記されている。			
	居住部分の規模が明記されている。 → 別添3が添付されているか確認			
	共同利用設備の有無が選択されている。			
	構造、階数が明記されている。			
	竣工の年月が明記されている。（既存・改修の場合は、当初建物が建設された時期の竣工日）			
	加齢対応構造等各々の項目が選択されている。（登録基準、エレベーター、緊急通報装置） → すべて登録基準に適合していない場合は登録できない。			
<b>5 入居契約、入居者資格及び入居開始時期</b>				
6 高 齢 者 入 居 者 生 活 支 援 サ ー ビ ス 金 銭	状況把握・生活相談の提供形態が選択されている。対価が明記されている。			
	食事の提供の提供形態が選択されている。提供する場合、対価が明記されている。			
	入浴等の介護の提供形態が選択されている。提供する場合、対価が明記されている。			
	調理等の家事の提供形態が選択されている。提供する場合、対価が明記されている。			
	健康の維持増進の提供形態が選択されている。提供する場合、対価が明記されている。			
	その他のサービスの提供形態が選択されている。提供する場合、対価が明記されている。			
	→ 上記サービスを提供する場合、別添4が添付されているか確認			
	家賃が明記されている。 → 別添3が添付され、家賃の相違がないか確認			
	共益費が明記されている。 → 実費として適切な金額であるか確認（高額な場合は内訳を確認）			
	敷金が明記されている。 → 家賃の〇月分となっているか確認			
	家賃等の前払金の有無が選択されている。			
	前 払 金 一 有 の 場 合	家賃等の前払金の概算額が明記されている。		
		家賃等の前払金の算定の基礎が明記されている。		
返還額の算定方法が明記され、計算方法が適正である。 → 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年 厚生労働省令・国土交通省令第2号）第12条				
	前払金の保全措置の内容が選択されている。（銀行、信託会社等、保険事業者、その他） → 「1 提出書類」(2)、⑤の書類が添付されているか、保全措置が適正か確認			
	誓約事項にチェックされている。			
	特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設 入居者生活介護事業所にチェックされている。（該当する場合のみ）			

7 住宅の 管理の 方法等	管理の方式が選択されている。		
	委託する業務の内容（契約事項）が明記されている。（委託する場合のみ）		
	管理業務の委託先の名称、住所が明記されている。（委託する場合のみ）		
	修繕計画策定の有無がチェックされている。 → 無しの場合、作成すること（基本方針であらかじめ作成することとなっている。）		
8・9 事業を 高齢者 が行う 施設 居住 及び 生活 連携 等	施設の名称、提供されるサービスの概要、事業所の番号が明記されている。 （該当する場合のみ）		
	事業所の場所が選択されている。 （該当する場合のみ）		
	連携又は協力相手先の事業所の名称、住所、連携又は協力の内容が明記されている。 （該当する場合のみ）		
10. 基本方針に照らして適切なものである旨 → 明記されている。			
<b>登録申請書（別添1）</b>			
役員の氏名、役名等が記載されている。			
<b>登録申請書（別添2）</b>			
法定代理人の氏名等が記載されている。			
<b>登録申請書（別添3）</b>			
専用部分の規模、構造及び設備等が明記されている。 → 「1 提出書類」(2)、①の添付書類と対応しているか確認			
共同利用設備等が明記されている。 → 「1 提出書類」(2)、①の添付書類と対応しているか確認			
「山形県サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準」を満たしている。ただし、登録の更新の申請に係る場合で、平成25年3月31日以前に既にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているもの（更新があったものを含む。）は、適用されない。 → 3「山形県サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準チェックリスト」により確認 1 各居住部分の床面積の算定の基準 2 規模の基準 3 構造及び設備の基準 4 その他の設備の基準			

添付書類	チェック欄	山形市チェック欄
① 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 ・ 縮尺、方位、間取り、室用途、設備概要、住戸番号及び面積が明示（登録申請書と整合していること）されている。 ・ 加齢対応構造物等チェックリストの項目を図面上に明示（手すり、段差等の高さ、階段の蹴上等）されている。 ・ 面積算定の根拠となる寸法が明示されている。		
② サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類 （加齢構造対応等のチェックリスト 新築：別紙2①、改修：別紙2②） ・ ①の平面図と整合している。 ・ 基準に全て適合している。→ すべて適合していない場合は登録できない。 ・ 加齢対応構造等チェックリストの作成者（氏名）に誤りはないか。 → 建築士免許の種類・登録番号、建築士事務所の名称・登録番号・住所・電話番号の確認		
③ 入居契約に係る約款（例：賃貸借契約書、入居契約書、利用権契約書） ・ 申請書と契約の内容等が整合している		

### 3 山形県サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準チェックリスト

1 各居住部分の床面積の算定に係る基準	チェック欄	山形市チェック欄
(1) 壁芯で算定している。		
(2) バイブスペースの取扱い ・完全に各居住部分に組み込まれている場合や各居住部分から管理するもので小規模なもの（各居住部分につき床面積の合計が0.5㎡以下）以外は、居住部分の面積に含んでいない。 （共用部分から点検等を行うものは、居住部分に含むことができない。）		
(3) 想定居住人数及び居住部分の床面積 ・1人の場合：25㎡以上である。 ・2人以上の場合：10㎡×居住人数+10㎡の計算式により求めた面積以上である。 →別紙「専用部分の床面積及び想定居住人数チェックリスト」により確認		
(4) 各居住部分の床面積の基準を25㎡未満に緩和するときの想定居住人数及び居住部分の床面積 ・1人の場合：18㎡以上である。 ・2人以上の場合：(10㎡×居住人数+10㎡)－7㎡の計算式により求めた面積以上である。		
<b>2 規模の基準（高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合の基準）</b>		
(1) 共同利用部分の面積の合計が、各居住部分の床面積と25㎡の差の合計以上である。 （2人以上の場合は、上記1.(3)で求めた床面積により計算している。）		
(2) 共同利用部分は、各居住部分と同じ建物内に存し、かつ、入居者専用施設として入居者が共同利用できる部分となっている。		
(3) 居間及び食堂 ・居間及び食堂を1箇所以上備えている。 ・居間及び食堂の床面積の合計が、1.(3)の床面積未満の戸数の合計に3㎡を乗じて得た面積以上である。 ・食堂の床面積が、1.(3)の床面積未満の戸数の合計に2㎡を乗じて得た面積以上である。		
(4) 共同利用部分が、各居住部分と異なる階にある場合、高齢者に配慮したエレベーター（車いすで利用できるもの）を備えている。		
<b>3 構造及び設備の基準（各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合の基準）</b>		
(1) 台所 ① 食事提供サービスを実施している場合 →各居住部分のある階ごとに、居住部分に台所を備えていない戸数5戸につき1箇所以上の調理設備を備えている。 ※ 調理設備：3口以上のコンロ（自動消火装置付き）又は電磁調理器、シンク及び調理台を備えたもの ② 食事提供サービスを実施していない場合 →各居住部分のある階ごとに、居住部分に台所を備えていない戸数と同等以上のコンロ（自動消火装置付き）又は電磁調理器並びにコンロ又は電磁調理器3口につき1つ以上のシンク及び調理台を備えている。 ③ 車いす利用者に配慮され、不自由なく利用できるものとなっている。		
(2) 収納設備 各居住部分のある階ごとに、施錠可能な個別の収納設備を、居住部分に収納設備を備えていない戸数と同数以上備えている。		
(3) 浴室 ① 室内に浴室を備えていない居住部分がある階ごとに1箇所以上、入居者が共用する浴室を備え、そのうち少なくとも1箇所は下記②の浴室である。 ② 入居者が共用する浴室のうち1人用の個別浴室は、車椅子での入室や介助による入浴に配慮し、その面積は4.8㎡以上（脱衣場は含まない。）である。 ③ 個別浴室は、室内に浴室を備えていない居住部分がある階ごとに、居住部分に浴室を備えていない戸数5戸までは1箇所以上、10戸までは2箇所以上、11戸以上の場合は2に10戸ごとに1を加えた箇所数以上備えている。 （11～20戸は合計3箇所以上、21～30戸は合計4箇所以上） ④ 入居者が複数で同時に利用可能な共同浴室は、カランを2以上備えるものとし、面積はカラン数×3.0㎡以上である。 ⑤ 室内に浴室を備えていない居住部分がある階ごとに、居住部分に浴室を備えていない戸数5戸までは1箇所以上、10戸以上は2箇所以上の共用の浴室を備え、そのうち少なくとも1箇所は上記②の浴室である。		
<b>4 その他の設備の基準</b>		
(1) 職員が常駐するスペースを、玄関近くなど入居者の出入りが把握できる位置に設け、視認できる構造である。		
(2) 住宅の共用部分に加齢対応構造等である構造及び設備を有する場合、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号の国土交通大臣の定める基準（平成13年国土交通省告示第1296号）の「2 住宅の共用部分に係る基準」に規定がないもので、「1 住宅の専用部分に係る基準」に規定があるものは、「1 住宅の専用部分に係る基準」を準用している。		





有料老人ホーム該当チェックリスト

**申請者の皆様へ**

登録申請をいただいた「サービス付き高齢者向け住宅」が、有料老人ホームに該当するか確認するため、下記の項目に回答をお願いします。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を受けている事業者の皆様につきましては、当該住宅が有料老人ホームに該当する場合でも、老人福祉法第29条による有料老人ホーム事業の開始、変更、廃止及び休止の届出は不要となりますが、今後、有料老人ホームに関する各種調査等への協力をお願いすることがありますので御理解ください。

※ 下記の各項目に該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を記入してください。

記

**1 提供するサービスについて**

次の4つのうちいずれかのサービスを提供していますか？（今後提供する予定である場合や他の事業所への委託により提供する場合を含みます）

ア 食事の提供    イ 入浴、排泄又は食事の介護    ウ 洗濯、掃除等の家事  
エ 健康管理

注）安否確認、生活相談、フロントサービス、共用施設の清掃は含みません。

チェック欄

**2 入居期間について**

契約書に定める入居契約期間は概ね4ヶ月以上ですか？（終期の定めがない場合を含みます。）

チェック欄

上記1、2の項目の両方が「○」の場合、登録申請をいただいた「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームにも該当しています。



様式第5号（第5条関係）

（宛先）山形市長

登録事業者	報告日	
	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

山形市サービス付き高齢者向け住宅定期報告書（          年度）

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録番号		登録年月日							
住宅の名称									
住宅の所在地	山形市								
電話番号		FAX番号							
メールアドレス(住宅)		入居開始年月日							
基準日(7/1)の入居戸数 / 登録戸数		戸 /	戸						
(入居当時の)元住居が空き家となった入居者(戸)数 / 基準日(7/1)の入居戸数		戸 /	戸						
基準日(7/1)の入居者数	自立	(旧)要支援1	(旧)要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
合計(人)	0								
記入者の職・氏名				記入者連絡先(電話)					

登録内容等の報告 ※ 以下の内容について、7月1日現在の状況を記入してください。（黄色セル部分）

項目	内 容	相違の有無	根拠規定
<b>1 登録内容と現況との相違の有無</b> 【登録内容（直近の登録事項）と現在の状況に相違があるか確認してください。相違が「あり」の項目については、相違の内容を「サービス付き高齢者向け住宅現状報告書（様式第6号）」に具体的に記載してください。】		あり なし 該当なし	
<b>登録申請書（別紙）※</b>	① サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地		法第6条第1項
	② サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（法人の場合は役員を含む。）		同上
	③ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所		同上
	④ サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備		同上
	⑤ サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期		同上
	⑥ サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭		同上
	⑦ サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等		同上
	⑧ サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設		同上
	⑨ 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力		同上
	⑩ 登録の申請が基本方針に照らして適切なものである旨		同上
<b>登録申請書（別添1、2）※</b>	⑪ 役員名簿		同上
<b>登録申請書（別添3）※</b>	⑫ 専用部分の規模並びに構造及び設備等		同上
	⑬ 共同利用設備等		同上
<b>登録申請書（別添4）※</b>	⑭ 状況把握及び生活相談サービスの内容		同上
	⑮ 食事の提供サービスの内容（該当する場合のみ）		同上
	⑯ 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容（該当する場合のみ）		同上
	⑰ 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容（該当する場合のみ）		同上
	⑱ 健康管理サービスの内容（該当する場合のみ）		同上
	⑲ その他のサービスの内容（該当する場合のみ）		同上
<b>別添書類</b>	（法第6条第2項の規定により定める書類）		法第6条第2項
	（山形県独自チェックリスト）専用部分の床面積及び想定居住人数チェックリスト及び山形県チェックリスト-2（令和元年度以降に山形市に登録された住宅は、専用部分の床面積及び想定居住人数チェックリスト（別記様式第3号）及び有料老人ホーム該当チェックリスト（別記様式第4号））		

※（直近）登録時に提出しました登録申請書の別紙、別添1～4の内容を参照し、回答してください。

項目	内 容	適合性の有無	根拠規定
<b>2 登録業務の法令適合性の有無</b> 【登録業務の現在の状況について、法令との適合性について回答してください。回答が「いいえ」の項目は、その理由を「サービス付き高齢者向け住宅現状報告書（様式第6号）」に具体的に記載してください。】		はい いいえ 該当なし	根拠規定
登録基準	各居住部分の床面積が、国土交通省令・厚生労働省令で定める規模以上である。 ※各居住部分床面積25㎡以上を充たさず、居間及び食堂面積にて不足面積を補う場合は「可」 ※「山形県サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準 H25.4.1施行」施行以前の現状追認建物は「不可」とし、別添「現状報告書」にて県基準施行前建物である旨を報告すること。		法第7条第1項1号
	構造及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合している。 ※「山形県サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準 H25.4.1施行」による「台所、収納設備又は浴室」の共用部分への設備による登録物件は「可」 ※県基準施行前の現状追認建物で各住戸に前記設備を配置していない場合は「不可」とし、別添「現状報告書」にて県基準施行前建物である旨を報告すること。		同項2号
	加齢対応構造等が、法第54条第1号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合している。		同項3号
	入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅又は有料老人ホームを必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者としている。		同項4号
	入居者に国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合する状況把握サービス及び生活相談サービスを提供している。		同項5号
	入居契約が法第7条第1項第6号に掲げる下記基準に適合している。		同項6号
	①全て書面により契約をしている。		イ
	②具体的な部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。		ロ
	③「敷金並びに家賃及び家賃等の前払金」以外の、権利金その他の金銭を受領しない契約である。		ハ
	④入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化を理由として、当該理由が生じた後の入居者の合意がなく、一方的に居住部分を変更し、又は契約を解除できない契約である。 ※契約解除規定条項によるものを除く。		ヘ
サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領していない。		同項7号	
家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置が講じられている。（該当する場合のみ）		同項8号	
「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針 H21.8.19厚生労働省・国土交通省 告示第1号」に照らして適切なものである。		同項9号	
誇大広告の禁止	登録事業の広告について、著しく事実に相違する表示や実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示を行っていない。		法15条
登録事項の公示	所定の方法により登録事項を公示している。		法16条
書面の交付・説明	登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明を含む。）について、書面を交付して説明している。		法17条
高齢者生活支援サービスの提供	入居契約に従って高齢者生活支援サービスを提供している。		法18条
帳簿の備え付け等	登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。		法19条
	入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。		同上
	入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。		同上
	緊急やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、及び拘束理由を記載し保存している。		同上
	入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。		同上
	サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。		同上
	住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合の、委託に係る契約事項及び業務の実施状況に関する帳簿を保存している。		同上
	帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、閉鎖後2年間保存している。		同上

※ 記載する内容がない場合であっても、帳簿を備え付けてあれば、『はい』と記入してください。

山形市サービス付き高齢者向け住宅現状報告書

登 録 番 号			
住 宅 の 名 称			
開 設 事 業 者 代 表 者 氏 名			
記 入 者 氏 名			

登録内容	現状の状況	相違又は不適合の理由